

## 議第119号

呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例  
(呉市税条例の一部改正)

第1条 呉市税条例(昭和25年呉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第9条の2 略 2~14 略	第9条の2 略 2~14 略 <u>15 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u> <u>16 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u>
<u>15・16</u> 略	<u>17・18</u> 略

(呉市都市計画税条例の一部改正)

第2条 呉市都市計画税条例(昭和32年呉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 第1条 略	附 則 第1条 略 <u>(法附則第15条第41項の条例で定める割合)</u> <u>第1条の2 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u>

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の呉市税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の呉市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

黒瀬川水系黒瀬川及びその支川に係る特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。